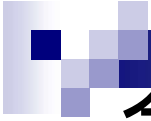


令和5年度(令和6年8月更新版)

制度の要点 居宅療養管理指導 (介護保険)

福祉局 指導監査部 指導第一課
介護機関指導担当



今回の内容

介護保険法の居宅療養管理指導について、事業者が守るべき主な項目を、次のとおりご説明します。

なお、介護保険法においては、保険医療機関等に対しても、みなし指定により「事業者」「事業所」の用語が使用されますのでご了承ください。

- 1 指導・監査について
- 2 人員基準 <事業所に配置すべき最低限の人数>
- 3 運営基準 <サービスを提供する上で必要な取組の内容>
 - ①勤務体制の確保等 ②業務継続計画の策定等
 - ③居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示
 - ④の1 診療の記録の作成 ④の2 サービス提供の記録の作成
 - ⑤衛生管理等 ⑥秘密保持 ⑦虐待の防止

※主要な項目に絞ってご説明していますので、全てではありません。

- 4 報酬関係 <介護報酬を請求する際の注意点>
- 5 まとめ
- 6 主な法令等



1 指導・監査について

<指導について>

「指導の目的」

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者の質の確保・向上を図ることを主眼として実施します。

指導方法には、次の2種類があります。

- ① 集団指導 ② 運営指導（立入指導）

① 集団指導

介護保険法の趣旨や目的を周知して、指定事業所の運営事務や介護報酬の請求事務について、講習を行います。

※この動画を視聴し、受講確認アンケートにご回答いただくことが集団指導にあたります。

1 指導・監査について

②運営指導(立入指導)

(都道府県が行う実地指導)

【根拠法令】介護保険法

(帳簿書類の提示等)

第24条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

1 指導・監査について

②運営指導(立入指導)

(区市町村が行う運営指導)

【根拠法令】介護保険法

(文書の提出等)

第23条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。



1 指導・監査について

「自己点検票」の活用

- ・自己点検票は、運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として毎年度、東京都が作成し、東京都福祉局のホームページで公開しています。
- ・自己点検票は提出の必要はありませんが、事業運営状況の確認を行うためにも、積極的なご活用をお願いします。

1 指導・監査について

「監査」について

「監査」

指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認められる場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

【根拠法令】介護保険法

(報告等)

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※介護予防は第115条の7



1 指導・監査について

「勧告・命令等」について

【根拠法令】介護保険法第76条の2 ※介護予防は第115条の8

◆勧告（行政指導）

都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置をとるべきことを勧告することができるとしている。

- ① 法第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合
 - ② 法第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合
 - ③ 法第74条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合
- ※ 期限内に「勧告」に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

◆命令（行政処分）

都道府県知事は、「勧告」に対して、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとしている。

※「命令」を行った場合はその旨を公示しなければならない。

1 指導・監査について

「指定の取消し、指定の全部又はその一部の効力の停止」 (行政処分)について

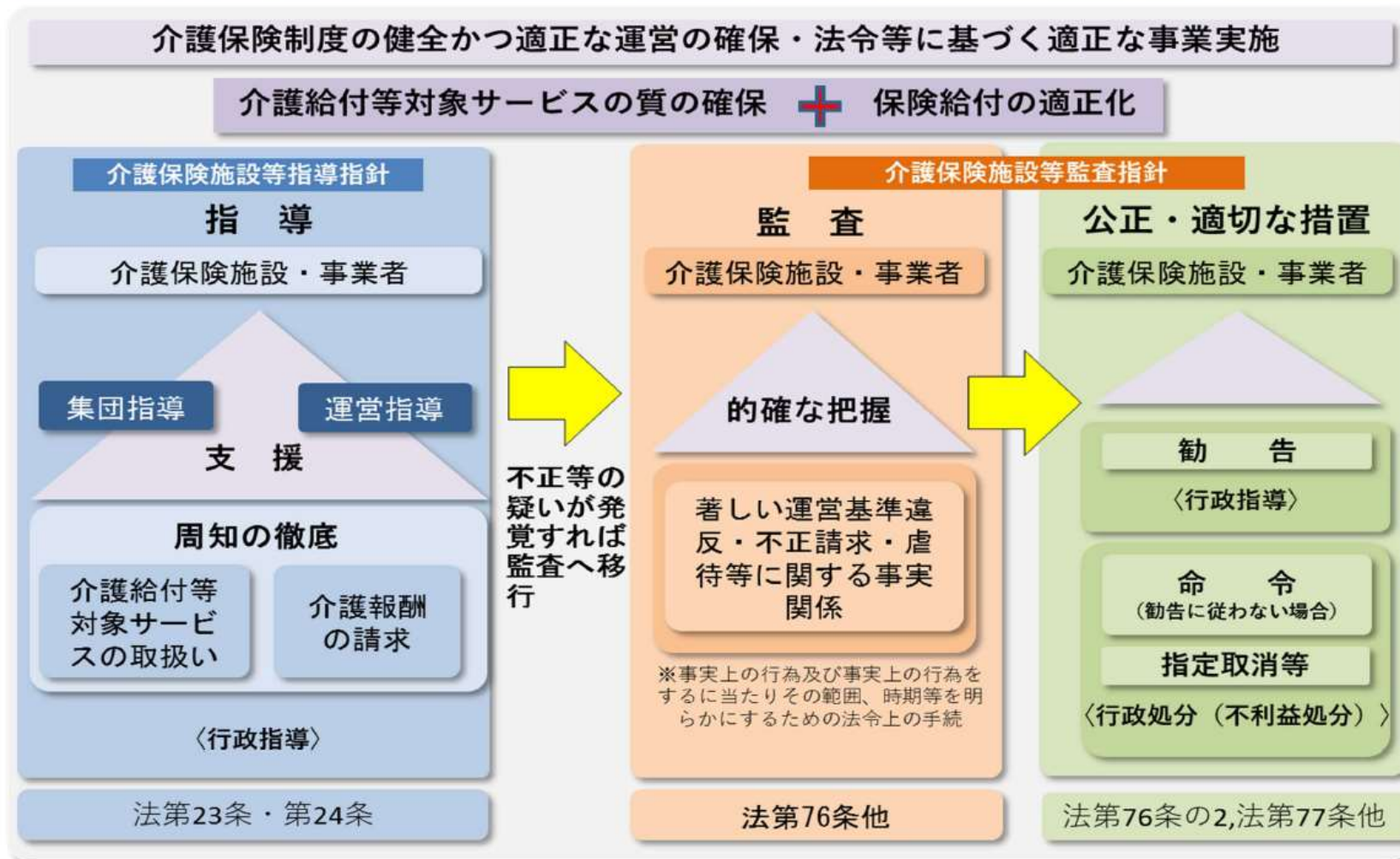
都道府県知事は、介護保険法において定められている指定事業者の指定取消し等の要件に該当する場合には、指定事業者に係る指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

【根拠法令】介護保険法（指定の取り消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

※介護予防は第115条の9

指導・監督業務の全体像について



※厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室「介護保険施設等指導指針・監査指針及び運営指導マニュアルの改正内容と留意点 令和4年度 介護保険指導監督等職員研修」より



2 人員基準

人員基準とは、事業者が事業所に配置すべき最低限の人数です。

<病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所>

- イ 医師又は歯科医師を**1人以上**
- ロ 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士を**適当数**

<薬局である指定居宅療養管理指導事業所>

薬剤師を**1人以上**

<指定介護予防居宅療養管理指導事業所>

指定居宅療養管理指導事業所が、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の指定を併せて受け、かつ、両事業所が同一の事業所において一体的に運営される場合は、介護予防条例の人員基準を満たすことで前記の基準を満たすものとみなします。



3 運営基準①「勤務体制の確保等」

運営基準とは、事業者がサービスを提供する上で取り組む必要がある項目の内容です。

<勤務表>

- ◆月ごとに作成

- ◆日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確に記載

→人員基準を満たしていることが確認できるように作成すること。

<サービスを提供する者>

- ◆サービスの提供は、雇用契約等により管理者の指揮命令下にある当該事業所の居宅療養管理指導従業者によって提供すること。



3 運営基準①「勤務体制の確保等」

<研修の機会の確保>

- ◆従業員の質の向上を図るため、外部研修や事業所内研修への参加の機会を計画的に確保すること。

<セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを防止するための措置>

- ◆職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- ◆相談に対応する担当者を定めることなどにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

3 運営基準②「業務継続計画の策定等」

◆業務継続計画を策定する目的

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるようにするため

<業務継続計画の策定>

① 感染症に係る業務継続計画の記載内容

イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、ロ 初動対応、ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画の記載内容

イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)、ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、ハ 他施設及び地域との連携

<事業所内での研修・訓練>

定期的(年1回以上)に実施すること。

※ 運営基準②は、現在は努力義務、令和9年4月1日から義務化されます。



3 運営基準③「居宅療養管理指導における医師 又は歯科医師の指示」

＜医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導＞

- ◆ 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握すること。
- ◆ 計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づくこと。

＜薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導＞

- ◆ 医師又は歯科医師の指示に基づくこと。
- ◆ 薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づくこと。

＜指示の方法＞

- ◆ 診療状況を示す文書、処方箋等（メール、FAX等でも可）に、「要訪問」、「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨が分かる内容と、指示期間（最長6か月）を記載します。



3 運営基準④の1 「診療の記録の作成」

<医師又は歯科医師>

- ◆ 提供した指定居宅療養管理指導の内容を、診療録に記録すること。

診療録への記載に際しては囲み線で区分するなど保険診療などの他の記録と明確に区別する。

なお、歯科衛生士等は、医師又は歯科医師の指示のもと実施し、指導について報告し、医師又は歯科医師はその内容の要点を記録すること。

<薬剤師、管理栄養士>

- ◆ 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、利用者氏名、実施日時、指導の要点、担当者の氏名のサービスの提供の記録(薬剤管理指導記録、薬剤服用歴、栄養ケア提供記録等)を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。



3 運営基準④の2 「サービス提供の記録の作成」

◆ 居宅療養管理指導を提供した際には

- ①提供日
- ②提供時間
- ③具体的な指導やサービス内容
- ④保険給付の額
- ⑤その他必要な事項

について、サービス利用票等に記録して、契約終了から2年間保存すること。

◆ 利用者からの申出があった場合には、

前記のサービス提供記録の文書を交付するなど、適切な方法によりサービス提供の情報を利用者に提供すること。



3 運営基準⑤「衛生管理等」

感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じること。

<感染症対策委員会の開催>

- ◆幅広い職種により構成すること
- ◆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること
- ◆おおむね6月に1回以上、定期的に行うこと

<指針の整備、研修・訓練>

- ◆指針には、平常時と発生時の対策を策定すること
- ◆事業所内での研修・訓練は定期的(年1回以上)に実施すること

※ 運営基準⑤は、令和6年4月1日から義務化されました。



3 運営基準⑥「秘密保持」

◆従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること

(例) 当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者が、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨
を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての
定めを置く

◆サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる
場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人
情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ
文書により得ること



3 運営基準⑦「虐待の防止」

◆目的

虐待の発生及び再発を防止し、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため

＜虐待防止検討委員会の開催＞

◆感染症対策委員会(運営基準⑤)と同様に、設置して開催する。

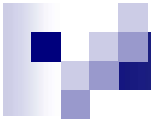
＜指針の整備、研修・訓練＞

◆指針には、基本的考え方、研修方針、発生時の対応方法等を盛り込む。

◆事業所内での研修は定期的(年1回以上)に実施すること。

◆事業所での虐待を防止するための体制として、専任の担当者を置くこと。

※ 運営基準⑦は、現在は努力義務、令和9年4月1日から義務化されます。



4 報酬関係

<介護報酬を請求する際の注意点>

- ◆ 介護報酬の居宅療養管理指導を実施するにあたり、
次の手続きが必要です。
- ① 介護保険の被保険者証を確認する
- ② 重要事項説明書を作成し、説明のうえ交付する
- ③ 契約書(契約期間・費用等を含む)を作成して取り交わす
- ④ 介護報酬にかかる利用料自己負担分を利用者から受領すること



4 報酬関係

<介護報酬を請求する際の注意点>

- ◆ 介護報酬の居宅療養管理指導費は、次の場合には、請求できません
 - ① 医師又は歯科医師が行う管理指導で、ケアマネジャーへの情報提供がない場合
 - ② 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が行う管理指導で、医師又は歯科医師の指示がない場合
 - ③ このほか報酬算定の要件（ケア計画、指導時間など）を満たさない場合
- ◆ 居宅療養管理指導費は、報酬請求の根拠となる診療の記録等が不十分な場合には、返還を求められる場合があります。ご注意ください。



5 まとめ①

居宅療養管理指導における「高齢者虐待防止措置」及び「業務継続計画の策定等」に係る経過措置期間の3年間延長

・居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間が3年間延長され、**令和9年3月31日までは努力義務**とされました。

①虐待の発生又はその再発を防止するための措置 →**20ページ参照**

②業務継続計画の策定等 →**14ページ参照**

・**令和9年4月1日からは義務化**されますので、引き続き体制整備に向けた準備をよろしくお願いします。



5 まとめ②

- ◆ 自己点検票などを活用し法令・基準を確認する。

(主な法令・基準の名称は、次ページをご参照ください。)

- ◆ 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等によるサービスの提供(訪問指導)は、医師又は歯科医師の指示に基づいて行う。
- ◆ 診療の記録(医師、歯科医師)等を遅滞なく作成し、保存する必要性と重要性に注意する。
- ◆ 介護報酬の請求においては算定要件を確認する。

6 主な法令等

◆条例

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)

◆規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第142号)

◆要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

6 主な法令等

東京都の条例・規則・要領の検索方法

①Google、Bing、Yahoo!等の検索エンジンにて、

東京都介護サービス情報 全サービス共通

と検索してください。

0 全サービス共通

令和6年度介護報酬改定等について

令和6年度介護報酬改定に伴う改定後の報酬告示、算定に当たっての留意事項通知、算定構造、サービスコード表、Q&A、地域区分等については、[こちらのページ](#)に掲載しますのでご確認ください。

算定構造、サービスコード表、地域区分等について、こちらのリンク（国保連インターフェース関係（WAMNETフムネット（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）））も併せてご確認ください。

人員、設備及び運営に関する基準について

人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令等を踏まえ、東京都条例・条例施行規則・条例施行要領において定めています。

- ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準（三連表）（PDF:5,311KB）
- ・東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準（三連表）（PDF:3,451KB）

※それぞれのファイルの目次部分に記載のサービス名をクリックすると該当箇所に遷移します。

※正式の条例及び条例施行規則については、東京都規集で御確認ください。

（参考）地域主権一括法に関する東京都基準条例の制定について（条例制定当時資料）（PDF:217KB）

指定後の届出・手続き・通知等

- 0 全サービス共通
- 1 居宅介護支援
- 2 訪問介護
- 3 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 4 訪問看護・介護予防訪問看護（訪問看護ステーションのみ）
- 5 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（介護老人保健施設・介護医療院のみ）【令和6年5月までに東京都より指定を受けた事業所の方】
- 6 通所介護
- 6-2 通所介護（その他）
- 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（病院、診療所のみ）

②「三連表」の文字の部分を、それぞれクリックしてください。

※「0 全サービス共通」のページのうち「人員、設備及び運営に関する基準について」に掲載されている「三連表」のPDFファイルから、ご参照いただけます。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.files/R6kyotakukijun.pdf（指定居宅サービス等）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.files/R6yoboukijun.pdf（指定介護予防サービス等）



6 主な法令等

◆報酬基準等

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日付厚生省告示第19号)【令和3年3月15日付厚生労働省告示第73号】
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省告示第127号)【令和3年3月15日付厚生労働省告示第73号】
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日付老企第36号)【令和3年3月16日付老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号・別紙1／令和3年4月22日老高発0422第1号・老認発0422第1号・老老発0422第1号】
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発0422第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)【令和3年3月16日付老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号・別紙4】